

# 太陽光・風力発電施設の設置には 事業計画の届出・許可が必要です

※ 建築物の屋上等に設置される施設は除きます。

## 太陽光発電施設

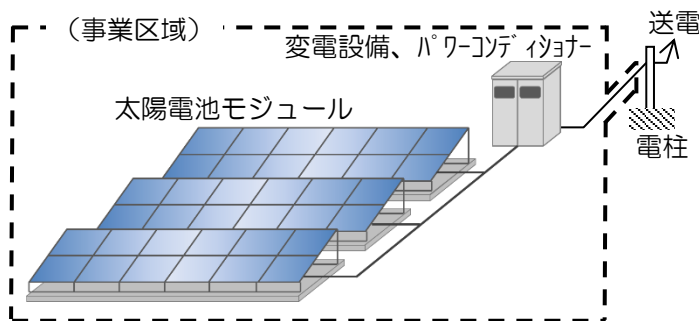
### ✓ 事業区域の面積が5,000㎡以上※<sup>1</sup>の場合は、届出が必要

※<sup>1</sup> たつの市、小野市、三田市（市街化区域）、朝来市、加東市（令和8年10月1日以降）、多可町、市川町は1,000㎡以上

### ✓ 事業区域の面積が5,000㎡以上で、かつ、民有林※<sup>2</sup>で3,000㎡を超える切土・盛土を行う場合は、許可が必要※<sup>3</sup>

※<sup>2</sup> 森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域

※<sup>3</sup> 許可を申請した場合、届出は不要です。



【太陽光発電施設のイメージ】

### 届出制

事業区域5,000㎡以上※<sup>1</sup>

### <許可制>

事業区域5,000㎡以上 かつ  
民有林で3,000㎡を超える切土・盛土

【太陽光発電施設の手続】

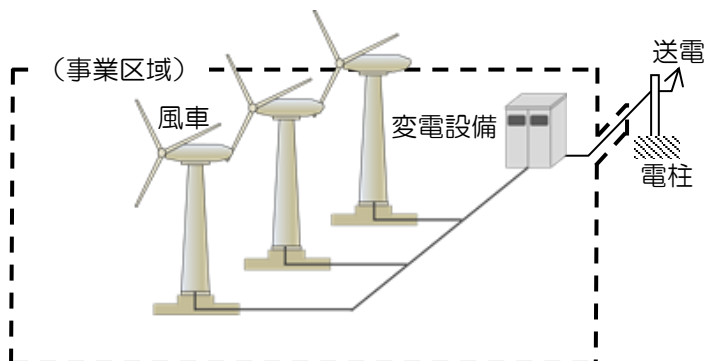
令和2年4月1日から太陽光発電施設の設置に際し、環境アセス手続又は自然環境調査が必要となります。また、事業計画の届出時に調査報告書等の添付が必要となります。

詳細は県水大気課（078-362-9086）へお問い合わせください。

## 風力発電施設

### ✓ 出力が1,500kW（特別地域※<sup>4</sup>では500kW）以上の場合は、届出が必要

※<sup>4</sup> 環境影響評価に関する条例別表第2に掲げる特別地域



【風力発電施設のイメージ】



【風力発電施設の設置例】

## 1 条例制定の背景・目的

太陽光発電施設等が景観、居住環境、自然環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、設置等に関して必要な事項を定めることで、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的に条例を制定しました。

## 2 設置禁止区域

次の土地の区域は、原則として事業区域にはできません。

- ① 災害危険区域（建築基準法）
- ② 地すべり防止区域（地すべり等防止法）
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
- ④ 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

## 3 太陽光発電施設等の設置等に関する基準（施設基準）

|                                                                                                             |                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①景観との調和に関する事項<br/>斜面地や山頂部等の景観への配慮<br/>法面の緑化や隣接地への遮蔽措置<br/>色彩・材料の配慮<br/>◎反射光への配慮<br/>▽照明（サーチライトを含む） 等</p> | <p>②防災上の措置に関する事項<br/>地盤の安定性・勾配<br/>擁壁の設置・構造<br/>法面の構造・保護<br/>排水施設・調整池の設置 等</p> |
| <p>③安全性の確保に関する事項<br/>構造耐力上主要な部分の耐久性<br/>地盤への定着<br/>◎太陽電池モジュールの脱落等の防止<br/>▽風車の構造上の安全性 等</p>                  | <p>④自然環境の保全に関する事項<br/>緑地の保全<br/>動植物の生息・生育環境の保全</p>                             |
| <p>⑤廃止後において行う措置に関する事項<br/>撤去時の廃棄物の処理<br/>景観・防災上の措置 等</p>                                                    | <p>⑥その他の事項<br/>騒音・振動の低減措置<br/>適切な保守点検・維持管理 等</p>                               |

◎：太陽光発電施設のみに係る基準      ▽：風力発電施設のみに係る基準

## 4 関連法令等の事前手続

届出・許可の申請の前に、関係法令の手続が必要です。

- ✓ 森林法第10条の2第1項の許可の申請
- ✓ 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項等の許可の申請
- ✓ 環境影響評価の準備書に関する公告、縦覧及び公表（環境影響評価法第16条第1項）等

## 5 住民との調整

届出・許可の申請の前に、以下の全ての近隣関係者への説明が必要です。

- ① 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権を有する者
- ② ①の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- ③ 地元自治会等に所属する関係住民
- ④ その他、知事があらかじめ市町長の意見を聴いて別に定める者

## 6 届出・許可の対象

### 【届出の対象】

| 区分      | 設置する区域                                              | 届出の対象となる設置工事等※1                |
|---------|-----------------------------------------------------|--------------------------------|
| 太陽光発電施設 | たつの市、小野市、三田市（市街化区域）、朝来市、加東市（令和8年10月1日以降）、多可町、市川町の区域 | 事業区域の面積が1,000㎡以上               |
|         | 上記以外の区域（神戸市及び三田市の市街化調整区域を除く※2）                      | 事業区域の面積が5,000㎡以上               |
| 風力発電施設  | 県下全域                                                | 出力が1,500kW以上<br>（特別地域は500kW以上） |

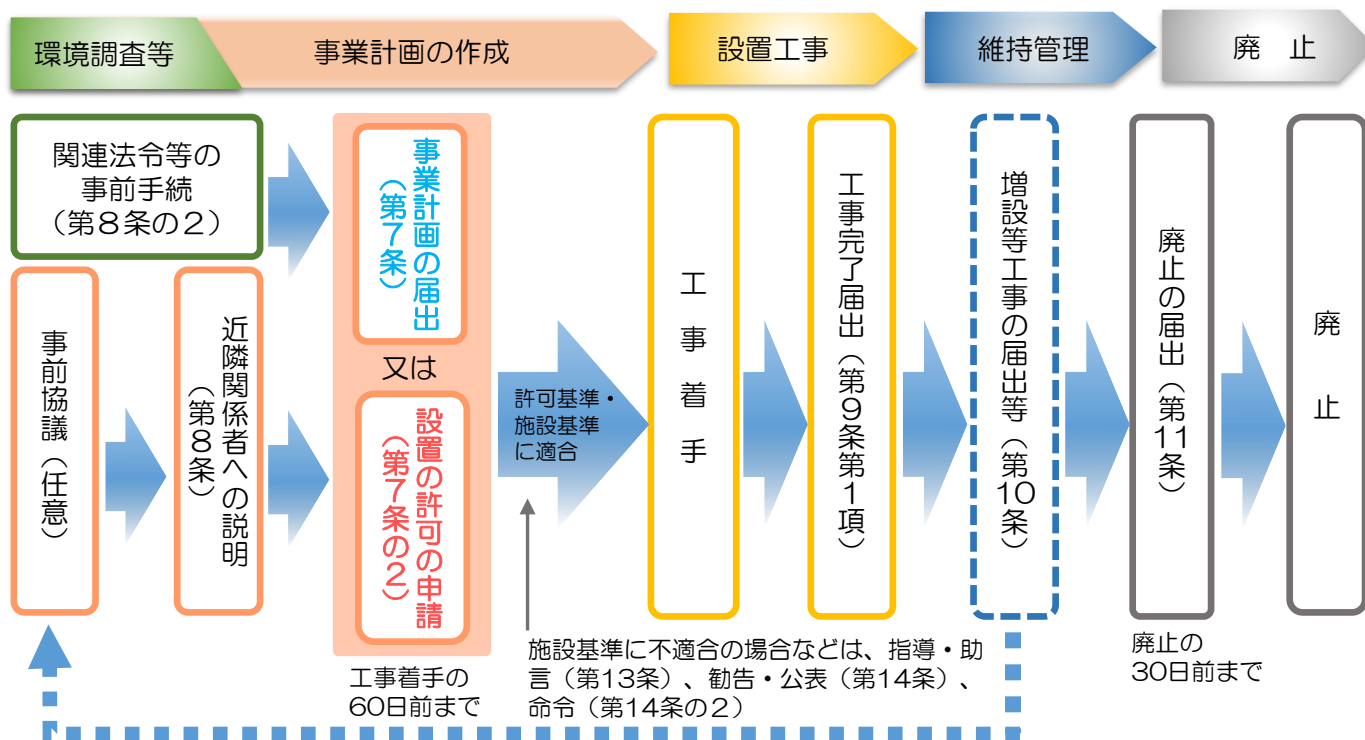
### 【許可の対象】

| 区分      | 設置する区域                      | 許可の対象となる設置工事等※1                            |
|---------|-----------------------------|--------------------------------------------|
| 太陽光発電施設 | 県下全域（神戸市及び三田市の市街化調整区域を除く※2） | 事業区域の面積が5,000㎡以上 かつ<br>民有林で3,000㎡を超える切土・盛土 |

※1 設置工事等とは、設置工事及び増設等工事（一定規模以上の増設、改造、事業区域の拡張等）をいい、これらの工事に伴う樹木の伐採や造成工事も含みます。

※2 神戸市及び三田市（市街化調整区域）の区域は届出・許可が不要ですが、別途、市の条例に基づく手続きが必要です。

## 7 設置工事等の標準的な流れ



## 8 報告の徴収等

### 報告の徴収及び立入検査

条例の施行に関し必要があると認める場合は、報告の徴収及び立入検査を実施し、必要に応じて、指導等を行うことができます。

### 指導又は助言

事業計画の届出等の際、施設基準に適合しないと認める場合等には、指導又は助言を行うことができます。

### 勧告及び公表

上記の指導に正当な理由なく従わない場合等には、勧告及び公表を行うことができます。

### 措置命令

災害の発生を防止するため緊急の必要があると認める場合等には、必要な措置を命令することができます。

### 罰則

### 則

許可を受けず、又は虚偽の申請を行った場合等には、罰金の対象となります。

# 届出の提出窓口及び相談窓口

| 市 町    | 提出窓口                                       | 電話番号                         |
|--------|--------------------------------------------|------------------------------|
| ★ 神戸市  | 都市局 都市計画課                                  | 078-595-6710                 |
| 姫路市    | 都市局 まちづくり部 まちづくり指導課 盛土規制担当                 | 079-221-2495                 |
| 尼崎市    | 経済環境局 環境部 環境創造課                            | 06-6489-6301                 |
| 明石市    | 都市局 住宅・建築室 開発審査課<br>環境産業局 環境室 環境創造課 脱炭素推進係 | 078-918-5087<br>078-918-5786 |
| 西宮市    | 環境局 環境総括室 環境企画課                            | 0798-35-3818                 |
| 洲本市    | 都市整備部 都市計画課 都市計画係                          | 0799-24-7611                 |
| 芦屋市    | 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課 開発指導係                   | 0797-38-2071                 |
| 伊丹市    | 都市活力部 都市整備室 都市計画課 開発指導係                    | 072-784-8066                 |
| 相生市    | 市民生活部 環境課 環境政策係                            | 0791-23-7131                 |
| 豊岡市    | 都市整備部 都市整備課 景観政策係                          | 0796-23-1712                 |
| 加古川市   | 都市計画部 まちづくり指導課 開発指導係                       | 079-427-9261                 |
| ★ たつの市 | 市民生活部 環境課 生活環境係                            | 0791-64-3150                 |
| 赤穂市    | 市民部 環境課 環境係                                | 0791-43-6821                 |
| 西脇市    | まちづくり部 建築住宅課 建築担当                          | 0795-22-3111                 |
| 宝塚市    | 環境部 環境エネルギー課                               | 0797-77-2361                 |
| 三木市    | 都市整備部 建築住宅課 指導係                            | 0794-82-2000                 |
| 高砂市    | 都市創造部 都市政策課                                | 079-443-9033                 |
| 川西市    | 都市政策部 建築指導課                                | 072-740-1204                 |
| ★ 小野市  | 地域振興部 まちづくり課 都市計画係                         | 0794-63-1884                 |
| ★ 三田市  | 産業振興部 里山保全課 保全係                            | 079-559-5226                 |
| 加西市    | 建設部 建築課 建築係                                | 0790-42-8757                 |
| 丹波篠山市  | まちづくり部 地域計画課 景観室                           | 079-552-1118                 |
| 養父市    | まち整備部 土地利用未来課 建築住宅グループ                     | 079-664-1410                 |
| 丹波市    | 建設部 都市住宅課 都市計画係                            | 0795-74-2364                 |
| 南あわじ市  | まちづくり建設部 都市政策課 都市計画係                       | 0799-43-5227                 |
| ★ 朝来市  | 都市整備部 都市政策課 都市管理係                          | 079-672-6127                 |
| 淡路市    | 都市整備部 都市計画課 都市計画係                          | 0799-64-2533                 |
| 穴栗市    | 産業部 森林環境課 環境企画係                            | 0790-63-3065                 |
| ★ 加東市  | 市民協働部 生活環境課 環境政策係                          | 0795-43-0502                 |
| 猪名川町   | まちづくり部 都市政策課 都市計画担当                        | 072-766-8704                 |
| ★ 多可町  | 生活安全課                                      | 0795-32-4777                 |
| 稲美町    | 地域整備部 都市計画課 都市計画係                          | 079-492-9143                 |
| 播磨町    | 都市基盤部 都市計画課 建築土地利用係                        | 079-435-2366                 |
| 神河町    | 建設課                                        | 0790-34-0964                 |
| ★ 市川町  | 住民環境課                                      | 0790-26-1011                 |
| 福崎町    | まちづくり課 都市計画係                               | 0790-22-0560                 |
| 太子町    | 経済建設部 まちづくり課 都市整備係                         | 079-277-5992                 |
| 上郡町    | 建設課 まちづくり係                                 | 0791-52-1117                 |
| 佐用町    | 建設課 道路河川室 計画推進係                            | 0790-82-2019                 |
| 香美町    | 建設課 建設管理係                                  | 0796-36-1961                 |
| 新温泉町   | 企画課 企画政策係                                  | 0796-82-5624                 |

## 【相談・問合せ窓口】

太陽光発電施設で★印の市町の区域・・・・・・・・・・・・・・・・各市町の窓口  
 太陽光発電施設で上記以外の区域、風力発電施設・・・・・・・・兵庫県建築指導課開発指導班

## 兵庫県 まちづくり部 建築指導課 開発指導班

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館12階

TEL：078-362-3646 FAX：078-362-4456

※太陽光条例については下記HPをご覧ください。

HP：<http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/taiyoukoujourei.html>



兵庫県  
Hyogo Prefecture